

安保法案「違憲」の割

憲法学者の意見鮮明

アンケート

本紙は、他国を武力で守る集団的自衛権行使を柱とする安全保障関連法案に關し、全国の大学で憲法を教える教授ら二百二十八人を対象に、法案の合憲性などを尋ねるアンケートを実施した。回答した二百四人（回答率62%）のうち、法案を「憲法違反」（違憲）としたのは、六月四日の衆

院憲法審査会に自民党推薦で出席した長谷部恭男・早稲田大教授をはじめ、青井未帆・学習院大教授、愛敬浩二・名古屋大教授ら百八十四人。回答者の90%以上が違憲と考えている現状が鮮明になった。▽関連③面「合憲」は百地章・日本大教授ら七人（3%）にとどま

った。「合憲・違憲を議論できない」として、「その他」と回答した人も十三人（6%）いた。違憲と答えた人は、回答しなかった人も含めた総数三百二十八人でみても過半数を占めた。違憲と回答した人の自由記述による理由では、集団的自衛権の行使容認が憲法を逸脱していることに言及

「違憲」「合憲」と回答した主な理由

- ▶ 集団的自衛権は憲法を逸脱
 - ▶ 立憲主義に反する
 - ▶ 歴代政権の憲法解釈に反する
 - ▶ 「存立危機事態」は政府の裁量次第
 - ▶ 「後方支援」は武力行使と一体化
 - ▶ 自衛隊の存在自体が違憲
 - ▶ 自衛権を「個別的」「集団的」に分ける必要はない
 - ▶ 法令に反しない範囲の解釈変更は政府の裁量権限
 - ▶ まず政府見解の意義を国会が確定すべき。それなしに法案の合憲・違憲を議論できない
- ※四捨五入により100%にならない

違憲 90%
合憲 3%
その他 6%

した人が最も多く、六割を超えた。政府は安保法案で認めた集団的自衛権は「限定的にとどまる」と合憲性を主張する。だが「たとえ限定的なものであれ、改憲しない限り不可能」（阪口正二郎・一橋大教授）と、限定容認を含め否定する意見も多かった。手続き上の問題や、集団的自衛権行使の

判断基準となる「武力行使の新三要件」が明確でないことを理由に挙げた人も、それぞれ二十人程度いた。手続きに関しては、安倍政権が昨年七月、閣議決定だけで憲法解釈を変更したことに關し、「内閣の閣議決定で変更した手法に問題がある」（高橋利安・広島修道大教授）との批判が自立

た。新三要件には要件が不明確で、限定は事実上なみに等しい（木下昌彦・神戸大准教授）といった疑念が示された。一方、安保法案を「合憲」とした人は「個別

アンケートの方法「平成26年度全国大学一覽」(文教協会)が掲載している大学、大学院の法学系の学部、学科、研究科で、憲法を専門にしているか、憲法の講義をしていると確認できた教授、准教授、特任教授、客員教授、名誉教授の計328人を対象にした。アンケートは6月19日に郵送し、204人から回答を得た。回答率は62%。設問は3つ。問1は「安全保障関連法案は憲法に照

らして合憲か違憲か」。(ア)合憲である(イ)違憲である(ウ)その他(の選択肢から選び、理由を記述してもらった。問2は「憲法9条は改正すべきかどうか」。選択肢は(ア)改正するべきではない(ウ)その他(で、その理由も尋ねた。問3は、憲法をめぐる状況について、意見を自由に記述してもらった。

の基準とすることは自衛権保持という観点からは意味がない(木原淳・富山大教授)などを理由に挙げた。

12日付に憲法学者アンケート特集